

令和3年1月25日

金融庁企画市場局市場課市場業務室 御中

一般社団法人全国銀行協会

令和2年金融商品取引法改正に係る内閣府令・告示案に対する意見について

今般、標記内閣府令・告示案（令和2年12月25日公表）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

No.	該当箇所	意見等
1	<p>第七条第一項</p> <p>金融商品取引業者等は、…(中略)…当該非清算集中等取引情報の対象となっている取引の成立した日から起算して三営業日以内…(中略)…に、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関の定めるところにより、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、当該非清算集中等取引情報を提供しなければならない。</p>	<p>取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に提供する情報の範囲について、金融商品取引業者等が提供する取引情報は現行と同様という理解でよいか。</p> <p>本条項には「非清算集中等取引情報の対象となる取引」を行った場合、当該「非清算集中等取引情報」を提供しなければならないとあるが、あくまで、「当該非清算集中等取引情報」は「非清算集中等取引情報の対象となる取引」に関する情報であり、法第五十六條の六十四第一項および第一條第二項第十四号に規定される内容そのものではないとの理解でよいか、確認するもの。</p>
2	<p>第七条第一項</p> <p>金融商品取引業者等は、…(中略)…当該非清算集中等取引情報の対象となっている取引の成立した日から起算して三営業日以内…(中略)…に、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関の定めるところにより、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、当該非清算集中等取引情報を提供しなければならない。</p>	<p>営業日の定義について、ここで記載されている「営業日」とは金融商品取引業者等のそれぞれの営業日という理解でよいか。例えば銀行であれば銀行法にもとづく休日以外を営業日と考えるという理解でよいか。</p>
3	<p>第七条第三項</p> <p>前二項の規定にかかわらず、金融商品取引業者等のうち金融庁長官の指定する者は、金融庁長官の定める取引に関する非清算集中等取引情報を提供すれば足りる。</p> <p>第八条第四項</p> <p>前二項の規定にかかわらず、金融商品取引業者等のうち金融庁長官の指定する者は、金融庁長官の定める取引に関する非清算集中等取引情報について記録を作成し、その記録を保存すれば足りる。</p>	<p>非清算集中等取引情報の対象となる取引を行った場合に非清算集中等取引情報を提供しなければならない金融商品取引業者等について、金融庁ウェブサイト等でリストを公表いただきたい。</p> <p>左記の「金融商品取引業者等のうち金融庁長官の指定する者」に当てはまらない金融商品取引業者等は、①店頭デリバティブ取引に係る想定元本の合計額の平均額が3000億円以上の者、及び②同3000億円未満であってもその旨を金融庁長官及び取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し報告しなかった者であり、①・②は非清算集中等取引情報の対象となる取引を行った場合に、当該非清算集中等取引情報を提供しなければならないと認識している。</p> <p>①については現行貴庁が公表している「取引規模の届出を行った者の一覧」により把握可能であるが、②については把握困難である。</p> <p>非清算集中等取引情報の対象となる取引を行った場合に、当該非清算集中等取引情報を提供しなければならない者か否かは、今後施行されると考えられる、固有取引識別子(UTI)に係る付番者の判定にあたって、重要な一要素(例:双方が報告義務を有するか否か)となる可能性が高いと考えられる。策定される付番ロジック次第ではあるが、当該リストが公表されることにより、その確認が容易となると考えられる。</p>
4	<p>第七条第四項</p> <p>金融商品取引業者等は、やむを得ない理由(法第五十六條の六十四第二項及び次条に定める理由を除く。)により第一項及び第二項に規定する期日までにこれらの項に規定する非清算集中等取引情報の提供をすることができない場合には、金融庁長官の承認を受けて、当該提供を延期することができる。</p> <p>第七条第五項</p> <p>金融商品取引業者等は、前項の規定による承認を受けようとするときは、第一項及び第二項に規定する期日までに、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p>	<p>左記において、やむを得ない理由(法第五十六條の六十四第二項及び第七條の二に定める理由を除く。)により期日までに非清算集中等取引情報の提供ができない場合に、金融庁長官の承認を得て、情報の提供を延期できる旨が規定されているが、金融商品取引業者等側ではなく、取引情報蓄積機関側の一時的なシステムエラーや電気通信回線の故障等が原因であっても、金融商品取引業者等側が金融庁長官の承認を得る必要があるのか。仮にその場合、多くの金融商品取引業者等に負荷が生じることとなる。</p>

No.	該当箇所	意見等
5	<p>第七条第五項</p> <p>金融商品取引業者等は、前項の規定による承認を受けようとするときは、第一項及び第二項に規定する期日までに、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>第九条第五項</p> <p>金融商品取引業者等は、前項の規定による承認を受けようとするときは、第一項及び第二項に規定する期日までに、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p>	<p>承認申請書および理由書の作成・送付に当たっては、印鑑レス・電磁的送付方法(メール等)を許容する等、手続きの簡素化をご検討いただきたい。</p> <p>現状では、書面内容の貴庁との調整・合意、頭取印押印というプロセスを経て書面を提出することを想定しているが、不測の事態により情報の提供を延期しなければならない場合、短期間に当該書面を提出することは極めて困難と考えられる。特に昨今のコロナ禍においてはオフィスでのオペレーション自体が困難となる可能性も高く、貴庁において上述趣旨を十分に考慮し実務的に対応可能なフローとしていただきたい。</p>
6	<p>第七条第四項</p> <p>金融商品取引業者等は、やむを得ない理由(法第五十六条の六十四第二項及び次条に定める理由を除く。)により第一項及び第二項に規定する期日までにこれらの項に規定する非清算集中等取引情報の提供をすることができない場合には、金融庁長官の承認を受けて、当該提供を延期することができる。</p> <p>第七条の二</p> <p>法第五十六条の六十四第二項に規定する内閣府令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。 (略)</p>	<p>第七条の二で規定されている「やむを得ない理由」により、法第五十六条の六十四第二項にもとづき、取引情報蓄積機関又は指定外国情報蓄積機関ではなく「内閣総理大臣に報告」を行う場合、金融庁長官の承認は不要という理解でよいか。</p> <p>また、「法第五十六条の六十四第二項」で規定される「災害その他内閣府令で定めるやむを得ない理由」に該当するような事象であっても、当該事象が一時的/短期的なものと判断される場合(※)には、第七条第四項の「やむを得ない理由」にもとづく取引情報蓄積機関への情報の提供の「延期」を適用可能としていただきたい。 ※例えば、災害(雪害等)による一時的な回線の切断等。</p>
7	<p>第七条の二 (略)</p> <p>三 非清算集中等取引情報を提供するために使用する電気通信回線の故障が生じた場合であって、回復する見込みがないこと。</p>	<p>「非清算集中等取引情報を提供するために使用する電気通信回線の故障が発生した場合であって、回復する見込みがないこと」とは、取引情報蓄積機関、金融商品取引業者等のいずれか、もしくは両者の電気通信回線の故障等が発生した場合が含まれるという理解でよいか。</p>
8	<p>第八条第二項</p> <p>金融商品取引業者等は、非清算集中等取引情報作成対象取引を行った場合において、災害又は前条に規定する理由により非清算集中等取引情報を提供することができないときは、次条第一項の規定による提出の時までに、当該取引に係る非清算集中等取引情報について前項に規定する事項に関する記録を作成し、その作成の日から五年間保存しなければならない。</p>	<p>左記で規定される「非清算集中等取引情報を提供することができないとき」とは、「取引情報蓄積機関又は指定外国情報蓄積機関に」対し、情報を提供できないとき、という理解でよいか。</p>
9	<p>第九条第七項</p> <p>金融商品取引業者等は、法第五十六条の六十四第二項及び第七条の二に規定する理由により第四項の規定による提出を延期している場合において、当該理由が消滅したときは、第七条の規定により、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、非清算集中等取引情報を提供するものとする。</p>	<p>本条項は法第五十六条の六十四第二項及び第七条の二に規定する理由により「内閣総理大臣への報告」を行っており、かつ第九条第四項における延期の手続きを行っていた場合において、「法第五十六条の六十四第二項及び第七条の二に規定する理由」が消滅した場合、延期の手続きにより未済となっていた内閣総理大臣への報告も含めて取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、非清算集中等取引情報を提供する、という趣旨でよいか。</p> <p>「法第五十六条の六十四第二項及び第七条の二に規定する理由」と第九条第四項に規定する「やむを得ない理由」は必ずしも因果関係がないケースもあると考えられるため、確認するもの。</p>

No.	該当箇所	意見等
1	<p>第三条</p> <p>府令第七条の二第四号に規定するその他やむを得ない理由として金融庁長官が定めるものは、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 金融商品取引業者等が、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関との間で、取引情報収集契約を締結することを予定している場合であって、当該契約を締結していないとき。</p> <p>二 金融商品取引業者等が、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関との間で、取引情報収集契約を締結している場合において、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、非清算集中等取引情報を提供するための体制を整備していないとき。</p>	<p>当該告示については、左記の「やむを得ない理由」の解消に向け対応していることを前提に、特段、契約締結や体制整備の期限は設けず、恒久的なものとする理解でよいか。時限性がある場合にはそれを明示いただきたい。</p>
2	<p>第三条</p> <p>府令第七条の二第四号に規定するその他やむを得ない理由として金融庁長官が定めるものは、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 金融商品取引業者等が、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関との間で、取引情報収集契約を締結することを予定している場合であって、当該契約を締結していないとき。</p> <p>二 金融商品取引業者等が、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関との間で、取引情報収集契約を締結している場合において、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、非清算集中等取引情報を提供するための体制を整備していないとき。</p>	<p>「金融商品取引業者等が、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関との間で、取引情報収集契約を締結することを予定している場合」とは、取引情報蓄積機関との間で取引情報収集契約を締結することを機関決定している、取引情報蓄積機関との間で議論を進めているなど、契約締結に向けた具体的なアクションを取っている場合も含まれるという理解でよいか。</p>

No.	該当箇所	意見等
1	<p>第二条</p> <p>店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第七条第三項及び第八条第四項に規定する金融庁長官が指定する者及び金融庁長官が定める取引は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める取引を除く取引に関する非清算集中等取引情報とする。</p> <p>一 店頭デリバティブ取引…(中略)…の各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である者であつて、当該者である旨を金融庁長官及び取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、報告した者(以下略)</p> <p>二 店頭デリバティブ取引…(中略)…の各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である者であつて、当該者である旨を金融庁長官及び取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、報告した者(以下略)</p>	<p>「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第七条第三項及び第八条第四項に規定する金融庁長官が指定する者」である旨の報告の頻度について、毎年度定期的に報告する必要があるのか、それとも、一度の報告で足りるのか。一度の報告で足りる場合は、想定元本額の合計額の平均額が上昇し、当該者でなくなった場合に、その旨を報告する必要があるのか。</p>
2	<p>第二条</p> <p>店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第七条第三項及び第八条第四項に規定する金融庁長官が指定する者及び金融庁長官が定める取引は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める取引を除く取引に関する非清算集中等取引情報とする。</p> <p>一 店頭デリバティブ取引…(中略)…の各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である者であつて、当該者である旨を金融庁長官及び取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、報告した者(以下略)</p> <p>二 店頭デリバティブ取引…(中略)…の各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である者であつて、当該者である旨を金融庁長官及び取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、報告した者(以下略)</p>	<p>「当該各号に定める取引を除く取引に関する非清算集中等取引情報とする」とあるが、提供する対象は「当該各号に定める取引を除く府令第七条第一項に規定する非清算集中等取引情報の対象となる取引」に係る情報という理解でよいか。</p>